平成２１年（フ）第９４９号
千葉県船橋市松が丘５丁目23番２棟505号
債務者　廣﨑　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９５６号
千葉県習志野市大久保４丁目８番８号エステートピアタジマ202号
債務者　遊馬　鉄也
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９５８号
千葉県市川市菅野３丁目20番16―102号　菅野グリーンハイツ
債務者　大下　芳邦
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９５９号
千葉県市川市菅野３丁目20番16―102号　菅野グリーンハイツ
債務者　大下さと子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９９５号
千葉県浦安市今川１丁目４番11号フレグランス新浦安Ａ棟203
債務者　山木真由美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１０号
千葉県市川市大和田１丁目16番４号
債務者　金内　孝幸
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５００号
石川県石川郡野々市町清金３丁目159番地
債務者　森田外志和
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１３６号
名古屋市北区城東町３丁目67番地　末広荘105号
債務者　石飛　昭二
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０２号
愛知県春日井市松新町４丁目3183番地６　コンフォール汐路103号室
債務者　池澤　晶夫
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２号
熊本県人吉市城本町590番地１
債務者　山本　孝一
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２０年（フ）第８６号
大分県佐伯市向島２丁目16番15号
債務者　窪田　雅夫
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
北海道苫小牧市北栄町４丁目６番地の26
債務者　辰巳　晶子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２５７号
北海道苫小牧市白金町２丁目17番１―２号
債務者　市川　信恵
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２６５号
北海道苫小牧市花園町４丁目４番24号　タウンハウス花園Ａ３
債務者　萩野　睦希
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２６８号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目９番17号
債務者　小林エリザベスエスセビオこと　イウセビオ小林　エリザベス
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第６１号
岩手県釜石市鵜住居町第７地割40番地13　コーポアライ202号、旧住所岩手県釜石市片岸町１地割６番地２　雇用促進住宅１―306号
債務者　佐藤多賀見
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４９号
仙台市青葉区栗生５丁目６番地の６　コスモハイツクボ202
債務者　片倉　　昭
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係